

あま市小中学校あり方検討委員会
報 告 書

令和5年9月

目 次

1. 検討の目的	P. 1
(1) 検討の目的	
(2) 従前の基本的な方針から新しい基本的な方針へ	
(3) 対象期間	
2. 児童生徒数の動向	P. 2
3. あり方検討委員会での検討課題と意見	
(1) 小規模校と大規模校について	P. 3
(2) 小中一貫校について	P. 4
(3) 施設等の共有化・複合化について	P. 5
①学校と学校施設のあり方	
②学校と他の制度とのあり方	
(4) これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について	
①学校と家庭と地域のあり方	P. 6
②学校間交流のあり方	
③特別支援教育における学校のあり方	P. 7
(5) ICT利活用について	P. 8
(6) 働く場としての学校	P. 9

資料編

資 1. あり方検討委員会の根拠及び目的	資 1
(1) あま市小中学校あり方検討委員会要綱	
(2) 附属機関に準じる機関について	
(3) あり方検討委員会の目的	
資 2. あり方検討委員会の開催	資 2
(1) あり方検討委員会委員	
(2) あり方検討委員会の開催日程	資 3
(3) 都市計画マスタープラン概要版（2022－2032）抜粋	資 4
あま市小中学校あり方検討委員会要綱（令和3年教委告示第7号）	資 5

1. 検討の目的

(1) 検討の目的

「あま市小中学校あり方検討委員会」（以下、「あり方検討委員会」という。）の目的は、あま市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が将来を見据えた学校のあり方に係る基本的方針及び方策を策定するに当たり、学校関係者及び市民などから広く意見を聴取することです。基本方針及び方策は、持続可能な教育の形を意識したものとし、具体的な方策などではなく、基本的な方針やビジョン又は方向性を示すものです。

(2) 従前の基本的な方針から新しい基本的な方針へ

従前の基本的方針を見直し、現状に則した新しい基本的方針を策定する。

○従前の提言の要旨（あま市立小中学校の適正配置及び規模の適正化に関する提言書（平成23年12月））

- ・統廃合を優先して検討をするのではなく、現状の配置の中で課題に向けてできる限り適正と思われる学校になるように、教育委員会は支援をすること。
- ・大規模校、小規模校の学校においても、特色のある学校運営に教育委員会は支援し、実践できる体制を整えること。
- ・具体的な方策が必要な場合は、学校と地域と協働して新しいコミュニティの形成に取り組むため、地域ごとに委員会などを設置し検討を行うこと。



○新しい基本的な方針に係る報告書（あり方検討委員会）

- ・あり方検討委員会にて広く意見を聴取し、意見を聴いて教育委員会が基本方針を策定する。
- ・小中一貫校の検討、学校の統廃合、プール、体育館、運動場、校舎などの施設・設備などの共有化、施設の複合化、学校間・地域との連携・協働、あま市として一体となれる学校のあり方、旧町の垣根を越えた学校間のあり方、など。
- ・あま市公共施設等総合管理計画等の他の計画と整合性のとれた方針とする。
- ・基本方針の期間は公共施設等総合管理計画に準拠し、本基本方針の計画期間を明記する。



○新しい基本的な方針（教育委員会）

- ・あり方検討委員会報告書を受けて教育委員会が策定

(3) 対象期間

令和6年度 から 令和15年度まで（10年間） を対象期間とする。

公共施設等総合管理計画のスケジュール

H23	H24	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	-	R18	R19	R28	R29	R38	R39	R48
I 期												II 期						III 期	IV 期	V 期			

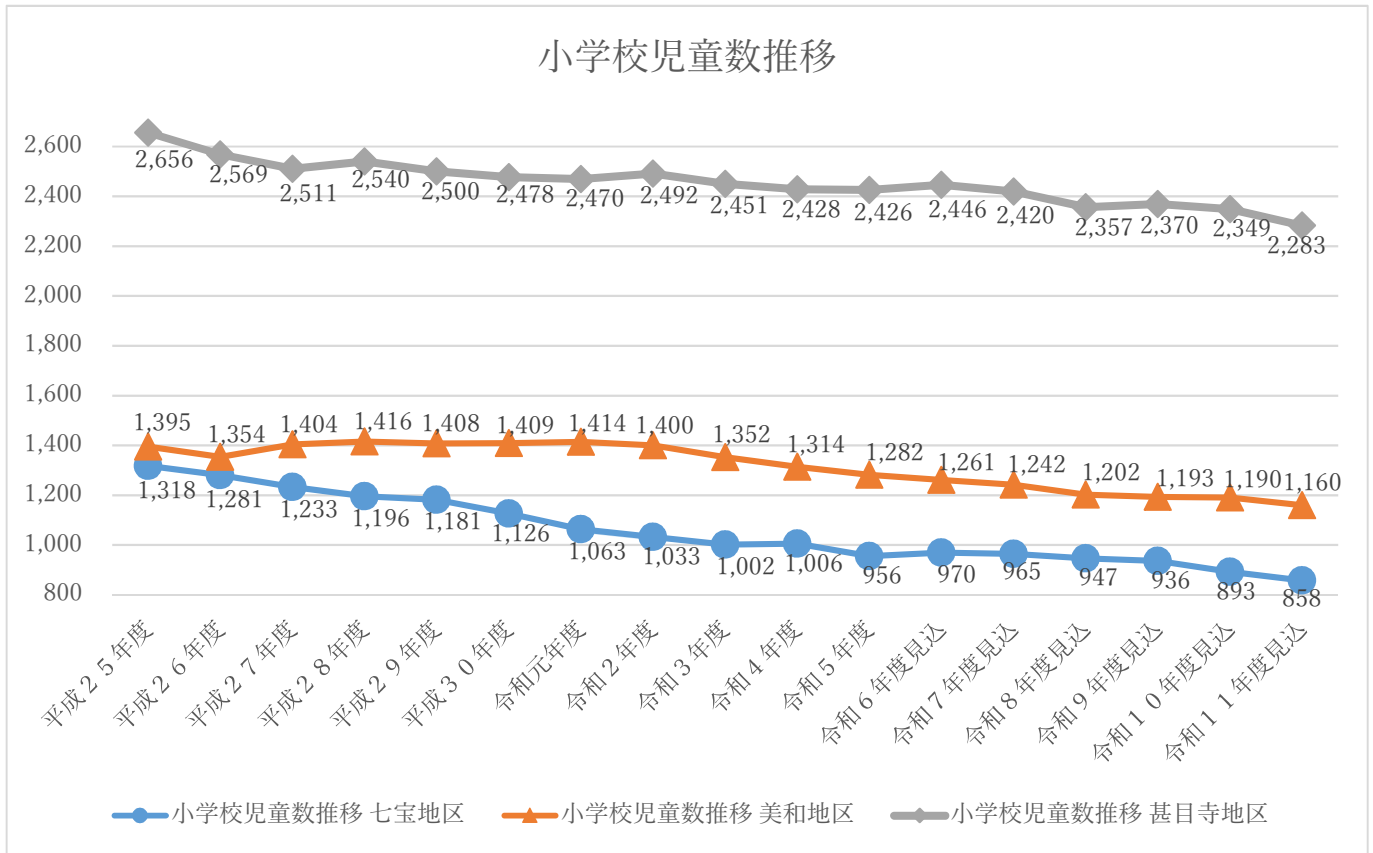
あま市小中学校あり方のスケジュール

- ①令和6年度～令和15年度 I 期（令和6年度～令和8年度）～II 期（令和9年度～令和15年度）
基本方針などに基づく課題別検討委員会により実施 10年間
- ②令和16年度～令和18年度 II 期残り（令和16年度～令和18年度）
新しい基本方針などに変更とするか継続とするか検討及び実施 3年間

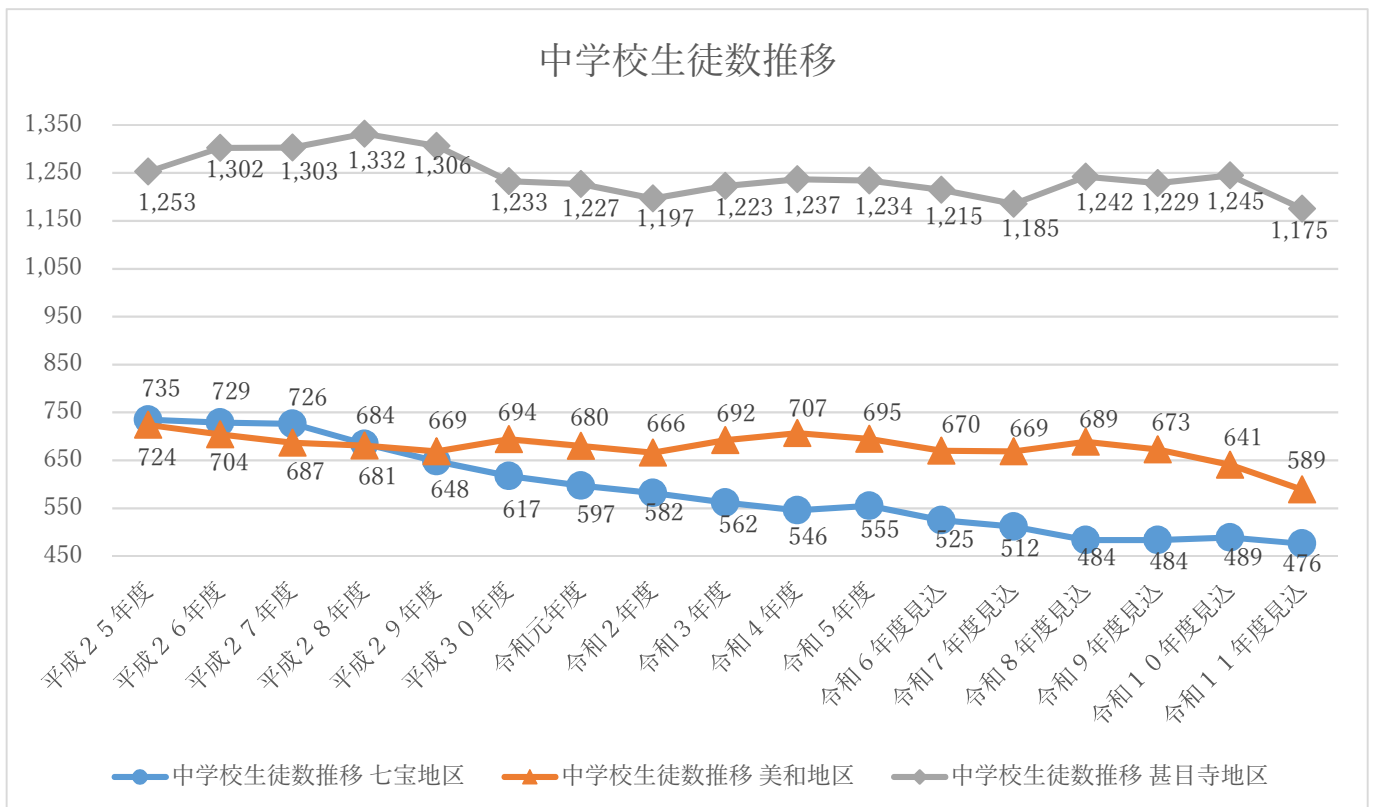
2. 児童生徒数の動向

平成25年度から令和5年度までは各年5月1日現在の数値

小学校児童数の推移 平成25年度～令和11年度見込み



中学校生徒数の推移 平成25年度～令和11年度見込み



3. あり方検討委員会での検討課題と意見

あり方検討委員会は、あま市立小中学校の将来を見据えた学校のあり方に係る基本的方針及び方策を教育委員会が策定するに当たり、教育委員会へ学校関係者及び市民などから意見を述べるための附属機関に準じる機関です。学校関係者や市民などの意見を反映させることを目的に意見を述べる委員会ですので、何らかの意思決定を行うものではなく、特定の事項について判断ないし結論を導き出すものではありません。

あり方検討委員会では、次の6つの課題について検討を行いました。

(1) 小規模校と大規模校について

○課題

あま市の児童生徒の分布は、概ね全体の半分以上が東部（甚目寺）地区にあり、西部（美和）地区に4分の1、南部（七宝）地区に4分の1があります。

あま市内には、小学校12校と中学校5校があります。地域別にみると、西部（美和）地区には小学校4校、中学校1校があり、東部（甚目寺）地区には小学校4校、中学校2校があり、南部（七宝）地区には小学校4校、中学校2校があります。このうち、東部（甚目寺）地区の小学校のうち2校と西部（美和）地区の中学校のうち1校が大規模校であり、南部（七宝）地区の小学校2校と西部（美和）地区の小学校1校が小規模校です。

西部 小学校4校 中学校1校	東部 小学校4校 中学校2校
南部 小学校4校 中学校2校	

(配置) 人口密集かつ増加傾向地域と人口過疎かつ減少傾向地域とあるなか、小学校及び中学校の配置は適当か。

(規模) 学級数の過大な学校と学級数の過小な学校とがあるが、小学校及び中学校の規模は適当か。35人学級となることで必要教室数が増加する。様々な活動をするにあたり、学校建設当時と比べて児童生徒の発育状況が異なるうえ、感染症対策などを考慮したとき、教室の広さは適当か。

大規模校と小規模校の定義

	小学校	中学校
過小規模校	1学級 ～ 5学級	1学級 ～ 5学級
小規模校	6学級 ～ 11学級	6学級 ～ 8学級
適正規模校	12学級 ～ 18学級	9学級 ～ 18学級
大規模校	19学級 ～ 30学級	19学級 ～ 24学級
過大規模校	31学級 ～	25学級 ～

○意見の要旨

小規模校及び大規模校のそれぞれにメリットとデメリットがあり、特色ある学校運営を支援するが、単学級学年まで小規模となることは望ましくない。

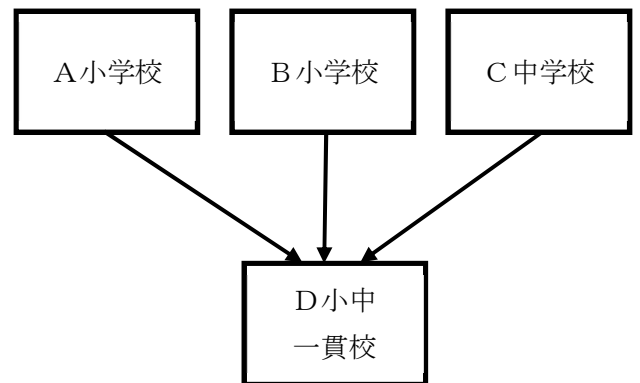
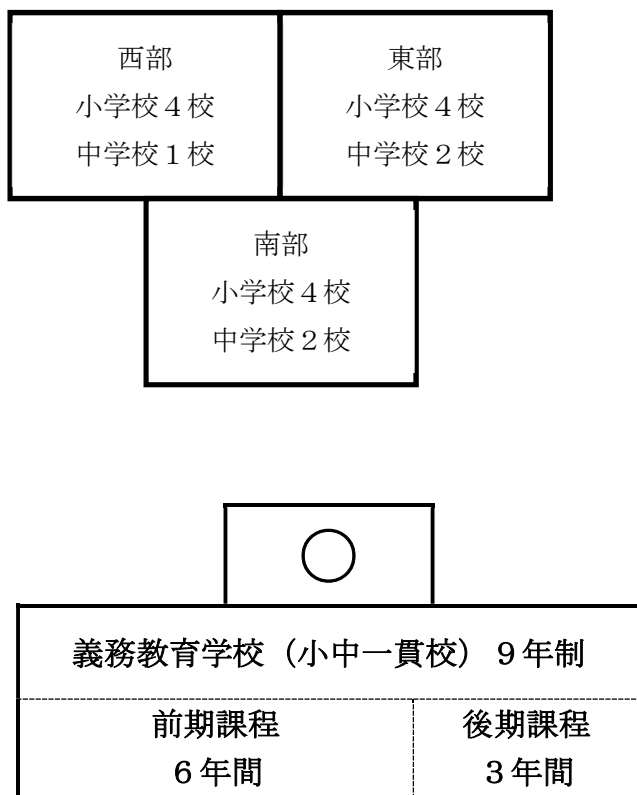
(2) 小中一貫校について

○課題

教育委員会では、過去10年余りの間、従前の基本的方針に基づき、学区の再編について検討を重ねてきました。しかし、いずれの学区においても学区の再編は行わないことと決定しました。「あま市公共施設再配置計画」(平成31年3月)では、「秋竹小学校を始めとした学級数が標準より少ない学校については、機能の統合を検討します。(面積積算上、秋竹小を解体としておりますが、秋竹小に限定するものではありません。統合については小中一貫校も含め適正規模に配慮します。)」と定めています。そこで、学区の再編でもなく、学校の統廃合でもない、第三の選択肢として小中一貫校の設置について候補と考えています。

(小中一貫校の検討) 複数小中学校を統合し小中一貫校とすることは可能か。

※校舎の建て替え、改修も視野に入れる。



県内例：飛島村立飛島学園 (義務教育学校)

西尾市立佐久島しおさい学校 (義務教育学校)

瀬戸市立にじの丘学園

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育：小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育：小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

○意見の要旨

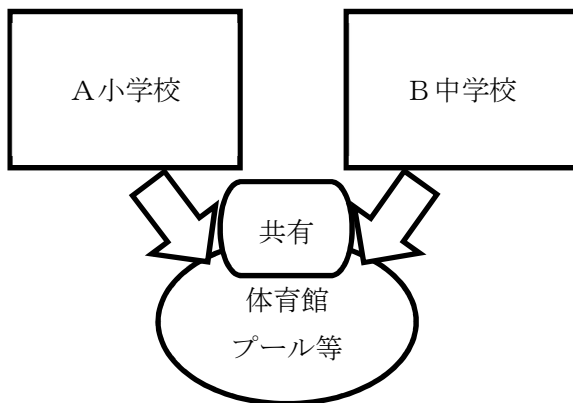
七宝北中学校、宝小学校と秋竹小学校を合体させ小中一貫校を設置してはどうか。小中一貫校の方法は、併設校とするか義務教育学校とするかは検討課題とする。ただし、進め方やその在り方については市民に理解が得られるよう丁寧に説明するものとする。

(3) 施設等の共有化・複合化について

○課題

①学校と学校施設のあり方

少子化の流れの中、あま市内の小中学校も小規模化してきています。この傾向は全国的なものであり、不可避です。現在は、全ての小中学校にプールや体育館、全ての中学校に武道場などの学校施設がありますが、経営資源の選択と集中を図るため、複数の学校でプールや体育館を共有することが可能かどうか。

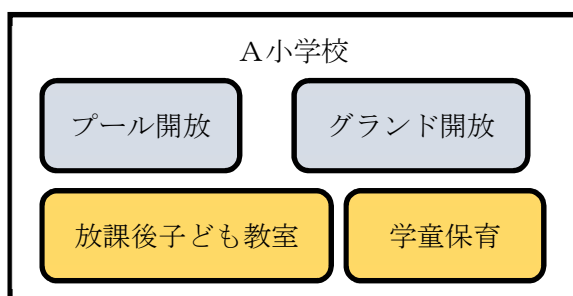


(施設の共有化) プール、体育館、運動場、武道場、校舎などの施設・設備などの複数小中学校による共有化は可能か。

※校舎、施設の建て替え、改修も視野にいれる。

②学校と他の制度とのあり方

少子化の流れの中、あま市内の小中学校も小規模化してきています。児童生徒の減少の中、今後は空き教室が発生する可能性が高いと予想されます。この空き教室に他の制度による機能を持たすことにより、学校施設を複合化することが可能かどうか。



(施設の複合化) 社会教育、図書館、社会体育、子育て支援などの他の制度による余裕教室などの利用により、学校施設を複合的に利用することは可能か。

※校舎、施設の建て替え、改修も視野にいれる。

○意見の要旨

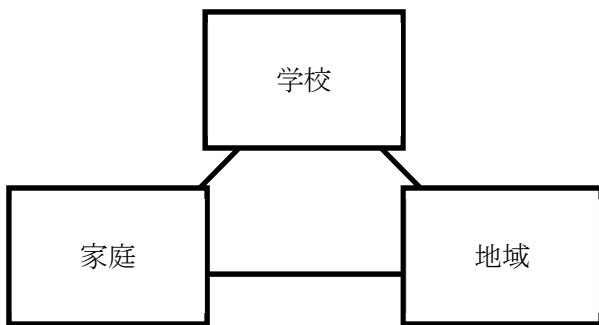
全小中学校において学校プールをはじめとするあらゆる施設の共有化を進める検討をし、共有化できる施設については共有化してはどうか。ただし、その検討は慎重に行うものとする。空き教室や共有化で空いた施設などについては複合化を進めてはどうか。

(4) これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について

○課題

①学校と家庭と地域のあり方

令和元年度から、学校と家庭と地域による協働で学校を運営するための学校運営協議会制度をあま市は実施しています。今後のあるべき学校と家庭と地域のあり方について。



(開かれた学校づくり) 学校、家庭及び地域のあり方。コミュニティスクール。学校運営協議会。家庭及び地域と協働で運営する開かれた学校づくり。交流、連携、協働。あま市として一体となることができる学校。旧町の垣根を越える懸け橋となる学校。学校運営協議会のあり方。

(特色ある学校づくり)

大規模校・小規模校の特色を活かす。

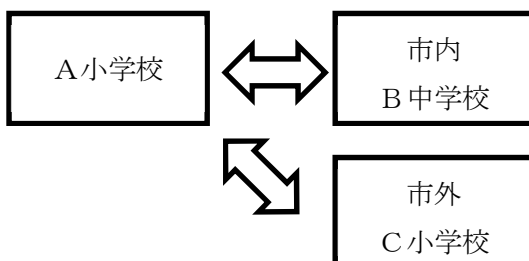
○意見の要旨

学校運営協議会について、地域コーディネーター及び地域学校協働本部を積極的に用いて、学校運営における地域コミュニティや外部の専門性の活用を推進してはどうか。学校運営協議会と地域ボランティアの取組について、教育委員会は、広く市民へ広報してはどうか。

学校、学校運営協議会及び地域の活動は、それぞれ主体性をもった活動がお互い無理のない範囲で連携しあう活動であり、協働及び共生により学級、学校、地域へとウェルビーイングの範囲が広がるものであることを目標としてはどうか。

②学校間交流のあり方

小中連携教育の推進、幼保小連携教育の推進により、小1プロブレム、中1ギャップの問題緩和に取り組むだけでなく、学校間の交流を行うことにより、あま市として一体となることが期待されます。



(学校間交流) 学校間交流のあり方。行事、授業、イベントなどの共同開催。あま市として一体となることができる学校間交流。小1プロブレム、中1ギャップの問題。幼保小中高社会の交流のあり方。

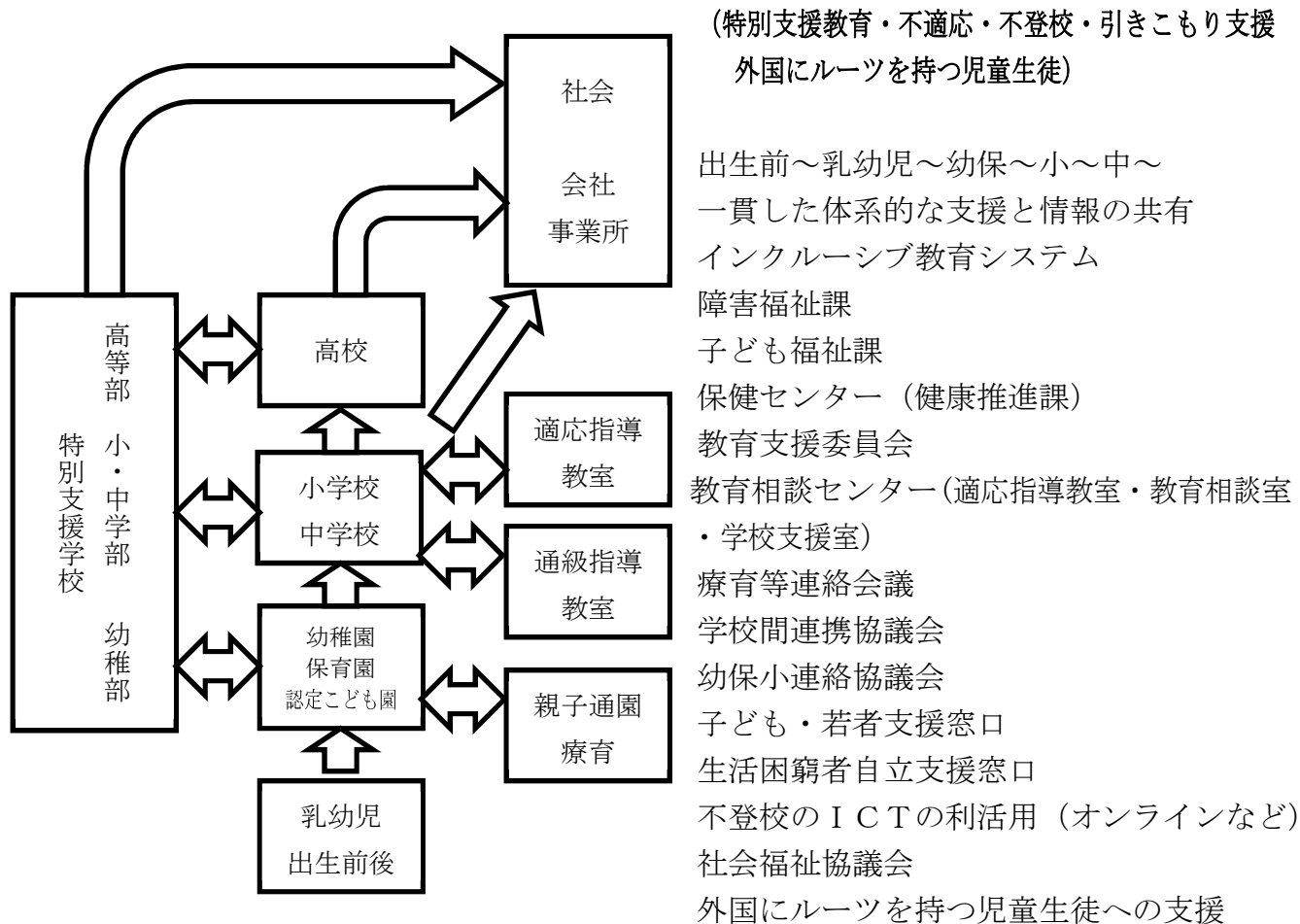
○意見の要旨

幼保小中の詳細な情報連携とスムーズな移行を支援してはどうか。市内幼保小及び小中学校間の交流を支援するが、過度な負担とならないよう配慮します。

③特別支援教育における学校のあり方

あま市を含め全国的な傾向として、不登校児童生徒が増加している。また、特別支援学級、通級指導教室、適応指導教室に入級する児童生徒も増加している。新たに小学校に入学する際の就学相談件数も増加しています。

インクルーシブ教育システムとして、特別支援学級と普通学級の垣根が低くなり、一体として地域の学校での教育を行うに当たり、不登校児童生徒への対応や普通学級での特別な配慮を要する児童生徒への合理的配慮など検討すべき問題は多いです。



○意見の要旨

校内の適応指導教室、特別支援学級、市の適応指導教室、民間施設を含めた制度間の切れ目ない支援を行ってはどうか。

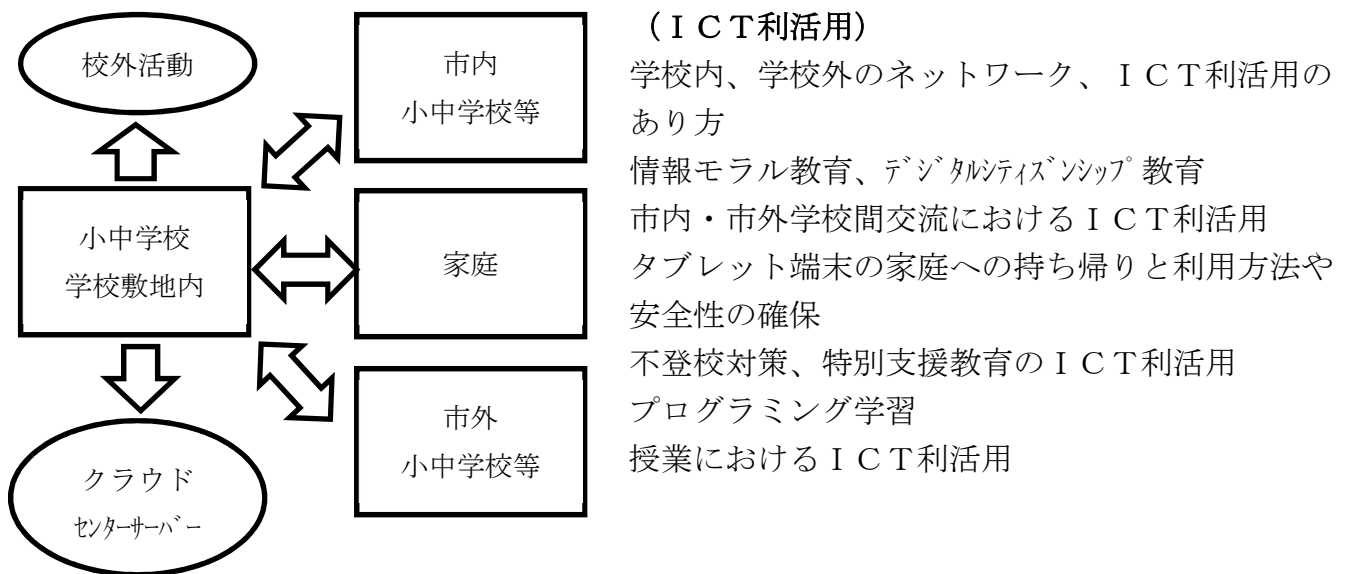
特別支援教育について、不登校の児童生徒のみならず、普通学級を含めた発達障害などの特性がある児童生徒への支援の視点を持ち、ひとりで勉強できたり気持ちをクールダウンできる部屋を用意したり、オンラインによる授業参加やe-ラーニングなど、児童生徒がそれぞれの特性に応じて自分を活かし、多様な学びを実現できる環境整備並びにICT利活用を図ってはどうか。

(5) ICT利活用について

○課題

教職員の校務支援システムによる学籍管理、出席管理、成績管理などの校務のICT化は以前から行われていましたが、令和3年度から児童生徒へのタブレット端末の一人一台配付並びに高速大容量のネットワーク整備により、学校における教育活動のICT化が一気に進みました。そのような中、学校の教育活動におけるICT化については手さぐりによる漸進状態が続いています。

学習指導要領の改訂により、プログラミング学習が必須化され、中学校卒業後の高校では教科としての「情報」が始まっています。



○意見の要旨

先進的ICT活用法を日常生活の中での活用から始め、徐々に授業での活用へと進めてはどうか。ICT支援員を活用し、教職員と児童生徒の学校全体での利活用を推進してはどうか。

小学校入学から中学校卒業まで一貫して児童生徒のデータを収集、蓄積、活用することで、成長の過程を指導に活かしてはどうか。

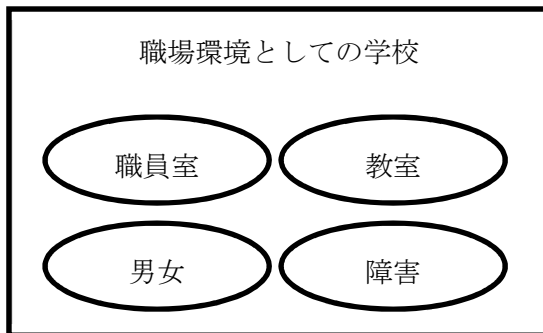
教職員による児童生徒のデータの蓄積のみならず、児童生徒自身の日常利用によるデータの収集、蓄積、活用を目指してはどうか。

(6) 働く場としての学校

○課題

教職員の働き方改革への対策が実施されて久しいです。未だ教職員が担っている教職員の本来業務以外の業務は多くあるなか、どのように学校内に教職員以外の専門家を入れ、チーム学校として教職員が教育活動に専念できる状況に近づけて行けるのか。

中学校の部活動の地域移行ないしアウトソーシングをどのように進めて行けるのか。



(教職員の働き方改革)

教職員の勤務時間

労働者としての教職員の職場環境

障害者雇用率

メンタルヘルス

教材・ノウハウなどの継承・蓄積

自校作成の教材などの再利用

チームとしての学校

(部活動のアウトソーシング)

小学校又は中学校の部活動の指導を外部スポーツ団体などにアウトソーシングし、教職員による指導を廃止することについて

○意見の要旨

ICT及びAIを積極的に活用し教職員の働き方改革を推進してはどうか。

教職員の本務以外の仕事をスクールサポーターや学校運営協議会による地域への取組によって担えるように推進してはどうか。

子ども家庭センターとの連携を推進し、スクールソーシャルワーカー並びにスクールカウンセラーなどの専門職による分業によりチーム学校での学校運営を進めてはどうか。

教職員の在校時間を可視化し、集計することとともに、教職員の意識を高める取組やライフワークバランスの取組をしてはどうか。

中学校部活動の地域移行を推進してはどうか。

資料編

資 1. あり方検討委員会の根拠及び目的

(1) 「あま市小中学校あり方検討委員会要綱」(令和3年あま市教委告示第7号)

(設置)

第1条 あま市立小中学校(以下「小中学校」という。)の将来を見据えた学校のあり方に係る基本的方針及び方策(以下「基本的方針等」という。)を教育委員会が策定するに当たり、学校関係者及び市民等から広く意見を聴取するため、あま市小中学校あり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、小中学校の将来を見据えた学校のあり方について、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 個別の課題を検討するために、検討委員会に作業部会を設置することができる。

3 前項に規定する作業部会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(2) 附属機関に準じる機関について

各種施策の政策立案・計画策定などの過程において、市民や有識者の意見を反映させることを目的とする。

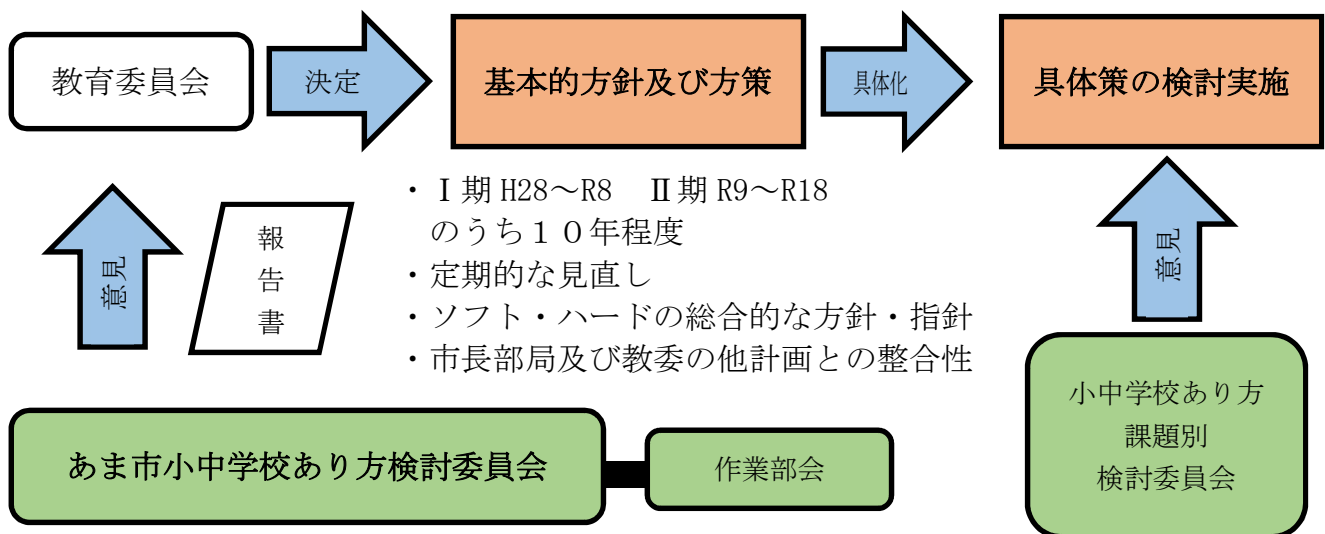
各委員の意見を聴く場であり、合議制の機関ではない(何らかの意思決定を行う機関ではない)。

委員の意見などは、執行機関に対する法的拘束力を持たない。

特段の事情がない限り、任命行為は行なわない。原則として就任依頼をする。

(3) あり方検討委員会の目的

- ・あま市立小中学校の将来を見据えた学校のあり方に係る基本的方針及び方策を教育委員会が策定するにあたり、市民や有識者の意見を反映させることを目的とする。
- ・意思決定を行う機関ではないため、無理に意見を1つにまとめる必要はない。
- ・教育委員会は、あり方検討委員会の報告書を反映させ、基本的方針及び方策を決定する。
- ・基本的方針及び方策に伴う具体的な方策については、別に意見を聴取し、決定する。



資 2. あり方検討委員会の開催

(1) あり方検討委員会委員

N o	区分	役職	氏名	備考
1	有識者枠 (第1号)	岐阜聖徳学園大学准教授	山田 貞二	委員長
2	市民枠 (第5号)	あま市まち・ひと・しごと創生 総合戦略委員会委員・愛知教育 大学非常勤講師	小林 優太	副委員長
3	有識者枠 (第1号)	元校長	溝口 紘	
4	校長枠 (第2号)	市内小学校 校長代表	加藤 万佐子	宝小校長 令和3年度 令和4年度
5	校長枠 (第2号)	市内小学校 校長代表	石原 良子	美和小校長 令和5年度
6	校長枠 (第2号)	市内中学校 校長代表	安江 利成	甚南中校長 令和3年度 令和4年度
7	校長枠 (第2号)	市内中学校 校長代表	横田 健司	七宝北中校長 令和5年度
8	幼・保枠 (第3号)	あま市保育園保育士長	岩井 小百合	令和3年度
9	幼・保枠 (第3号)	あま市保育園保育士長	溝口 由紀江	令和4年度
10	幼・保枠 (第3号)	あま市保育園保育士長	山本 正子	令和5年度
11	幼・保枠 (第3号)	市内私立幼稚園代表	林 弘樹	宝学園理事 長(中川幼 稚園)
12	保護者枠 (第4号)	保護者代表	佐藤 明美	前教育委員 (保護者)
13	行政枠 (第6号)	企画財政部 財政課長 (総務部 次長兼財政課長)	古川 式規	
14	行政枠 (第6号)	企画財政部 企画政策課長 (総務部 総務課長)	早川 敬成	令和3年度 令和4年度
15	行政枠 (第6号)	市長公室 企画政策課長	室田 裕貴	令和5年度
16	行政枠 (第6号)	福祉部 子育て支援課長 (福祉部 次長兼障害福祉課長)	恒川 和宏	令和3年度 令和4年度
17	行政枠 (第6号)	子ども健康部 保育課長	林 一史	令和5年度

(2) あり方検討委員会の開催日程

第1回 あま市小中学校あり方検討委員会

1. 開催日時 令和4年2月2日(水) 午前9時30分から
2. 開催場所 美和公民館 3階 研修室
3. 内 容
 - ①委員長及び副委員長の選任
 - ②趣旨及び目的についての説明
 - ③あま市立小中学校の現状と予測について
 - ④意見を聴取するテーマについて全体概略説明
 - ⑤意見を聴取するテーマの追加の有無
 - ⑥質問・ご意見聴取

第2回 あま市小中学校あり方検討委員会

1. 開催日時 令和4年3月22日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 美和公民館 2階 会議室
3. 内 容
 - ①前回までのご意見まとめについて
 - ②アンケート集計結果について
 - ③検討する課題の統合について
 - ④検討する順番について
 - ⑤質問・ご意見聴取

第3回 あま市小中学校あり方検討委員会

1. 開催日時 令和4年6月28日(火) 午前9時30分から
2. 開催場所 美和公民館 1階 実習室
3. 内 容
 - ①委員の紹介(異動による)
 - ②今回ご意見を頂く課題の紹介(再)
 - ③前回までのご意見まとめについて
 - ④小中一貫校・小規模校と大規模校の賛否
及び期待すること懸念すること、課題
 - ⑤施設の共有化・複合化の賛否
及び期待すること懸念すること、課題

第4回 あま市小中学校あり方検討委員会

1. 開催日時 令和5年3月22日(水) 午前10時00分から
2. 開催場所 美和公民館 1階 実習室
3. 内 容
 - ①今回ご意見を頂く課題の紹介(再)
 - ②前回までのご意見まとめについて
 - ③これからの学校・学校と学校・学校と地域のあり方について
 - 1 学校と家庭と地域のあり方
 - 2 学校間交流のあり方
 - 3 特別支援教育における学校のあり方
目指す姿、期待すること、懸念すること、課題
 - ④ICT利活用における学校のあり方
目指す姿、期待すること、懸念すること、課題
 - ⑤教職員の働く場としての学校について
 - 1 教職員の働き方改革
 - 2 部活動のアウトソーシング
目指す姿、期待すること、懸念すること、課題

第5回 あま市小中学校あり方検討委員会

1. 開催日時 令和5年9月13日（水） 午前10時00分から
2. 開催場所 あま市役所 2階 F会議室
3. 内 容 ①委員の紹介（異動による）
②あま市小中学校あり方検討委員会報告書（案）について

第6回 あま市小中学校あり方検討委員会

1. 開催日時 令和5年9月28日（木） 午前10時00分から
2. 開催場所 あま市役所 2階 E会議室
3. 内 容 ①あま市小中学校あり方検討委員会報告書の決定について

（3）都市計画マスタープラン概要版（2022－2032）抜粋

＜全体構想＞（都市レベルの方針）

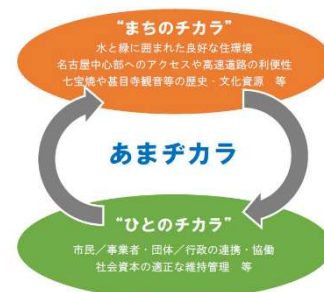
都市の将来像

“あまチカラ”により暮らしやすさや魅力を高める都市づくり

【あまチカラとは】

“あまチカラ”とは右図の“まちのチカラ”と“ひとのチカラ”の融合を表した造語です。

この2つの“チカラ”の相互作用によって暮らしやすさや魅力を高め、「住みたくなる」「訪れたいくなる」都市づくりを進めることを都市の将来像として設定しました。



＜南部地域の地域づくり構想＞

地域の将来像：利便性が高く古き伝統が息づく住み続けたいまちづくり

基本方向

都市基盤力：地域の骨格となる新たな東西交通軸の整備と、これを活かした利便性の高い住環境の形成と地域公共交通の充実を図ります。

防災・減殺力：水害や狭あい道路への対応をはじめとする様々な施策を講じることで、安全安心な居住環境の形成を図ります。

魅力：七宝焼アートヴィレッジ一帯等の都市拠点に加えて、藤島神社等をはじめとする社寺等の地域資源を活かした交流拠点の充実と、各拠点間を結ぶ快適な歩行者ネットワークの形成を図ります。

活力：高速道路のインターチェンジに隣接する恵まれた交通利便性を活かし、計画的な産業誘導を図ります。

環境力：地域内に広く分布する農村環境の保全に努めるとともに、蟹江川や小切戸川、伊福部神社の社寺林等、地域の骨格的な自然環境については、水や緑とのふれあいの場等として活用を図ります。

＜各地域の重点施策＞

各地域の地域づくり構想で掲げた方針のうち、地域づくりの目標の達成に向けて、必要性や実現性等を考慮しつつ、特に次の施策について重点的に取り組んでいきます。

（南部地域）

- ・七宝焼アートヴィレッジ周辺における「道の駅」等の整備推進
- ・市街化区域拡大の検討
- ・工業立地の適正な誘導
- ・津波等の災害の軽減に向けた対策の推進
- ・市街地一帯での公共下水道の整備
- ・生活利便施設等への移動手段的検討
- ・（都）名古屋津島線の整備
- ・（都）安松鷹居線の整備
- ・（都）新家戸田線の整備

(設置)

第1条 あま市立小中学校（以下「小中学校」という。）の将来を見据えた学校のあり方に係る基本的方針及び方策（以下「基本的方針等」という。）を教育委員会が策定するに当たり、学校関係者及び市民等から広く意見を聴取するため、あま市小中学校あり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、小中学校の将来を見据えた学校のあり方について、教育委員会に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 個別の課題を検討するために、検討委員会に作業部会を設置することができる。
- 3 前項に規定する作業部会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 優れた識見を有する者
- (2) 小中学校の校長及び教員
- (3) 幼稚園及び保育園の代表者
- (4) 小中学校の児童生徒の保護者
- (5) 市内に在住し、又は在勤する者
- (6) 市関係職員
- (7) 前各号に定めるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、依頼の日から教育委員会が基本的方針等を策定する日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、あま市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

